

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号			
不利益処分の種類	と殺、解体業務の禁止、停止	根拠条項	第18条第2項			
処分基準	<p>都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。</p> <p>1 当該と畜業者等が、第9条又は第10条第1項若しくは第2項において準用する第7条第6項の規定に違反したとき。</p> <p>2 当該と畜業者等が、第10条第2項において準用する第8条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>○ 法第7条第6項 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から15日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>○ 法第8条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>1 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。</p> <p>2 前条第2項に規定する職務を怠つたとき。</p> <p>○ 法第9条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○ 法第10条第2項 第7条第2項から第7項までの規定及び第8条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所